



役員変更について

NPO法人では役員として「理事3人以上、監事1人以上」を置かなければいけません。また、NPO法人の役員について変更があった際には、八尾市への届出が必要になります。（代表権を持つ理事を変更する場合は、法務局への登記変更も必要です。）
頻繁に行う事務になるので、手続きを覚えましょう。

●提出時期

- ・役員変更から2年が経過したとき（再任の場合も提出必要）
- ・新しく役員が就任した時
- ・役員の氏名・住所に変更があったとき
- ・役員が任期満了で退任した時
- ・役員が死亡した時
- ・役員が辞任した時
- ・役員が解任されたとき

NPO法人の手続きでは「再任」、法務局では「重任」という言葉を使いますが、意味は同じです。

2年に1度は必ず役員
変更が必要になるよ。
変更したらすぐに
八尾市へ届出をしてね。



●八尾市への提出書類

詳しくは八尾市版特定
非営利活動法人設立・
運営の手引き P85～P89 参照！

	書類名	備考	必要部数
①	特定非営利活動法人役員変更等届出書		1 部
②	変更後の役員名簿		2 部
③	各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、ならびに就任を承諾する書面の写し	新任者就任時のみ (理事から監事、監事から理事に変更する時も含む)	1 部
④	役員の住所または、居住を処する書面 (住民票等の原本)		1 部

※様式は、八尾市HPで「NPO 各種申請・届出様式」で検索してね♪

●法務局への提出

代表権を有する理事に変更がある場合（重任の場合含む）は2週間以内に法務局への登記手続きが必要です。※変更パターンによって提出書類が異なります。



別紙、シリーズ4「役員変更時、法務局への提出書類について」参照

役員変更のQ&A

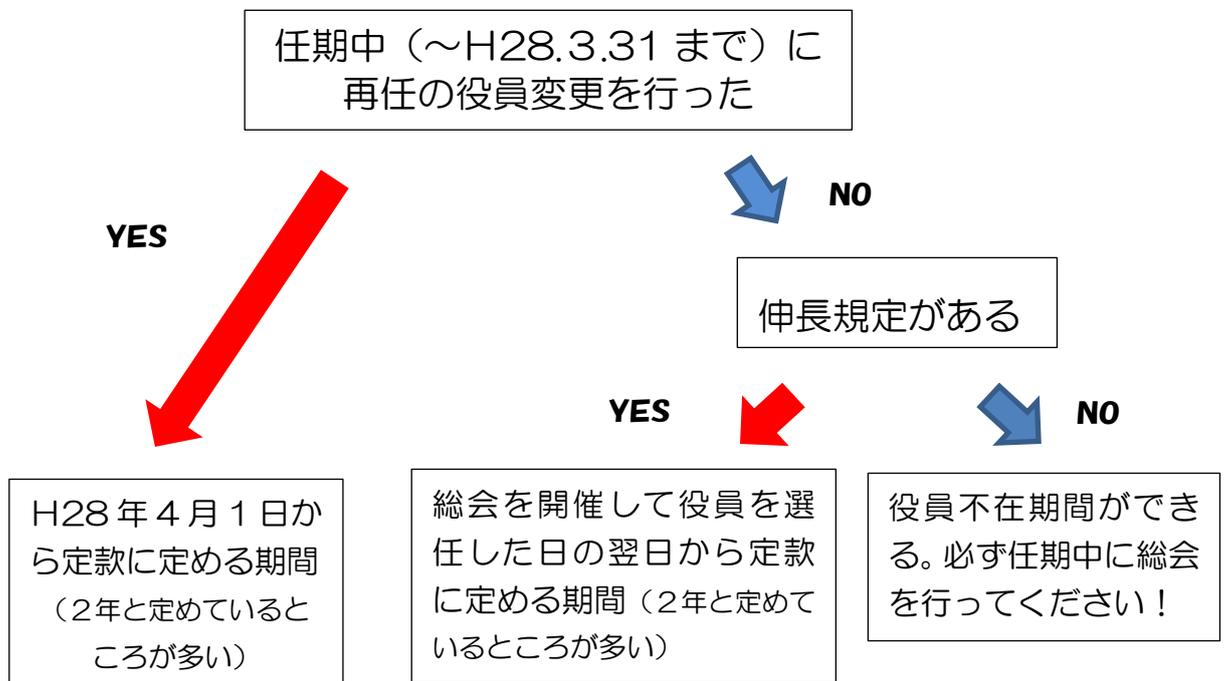
みんなが疑問に
思う項目を
ピックアップ!



Q1. 役員再任の任期はいつからいつまで?

A. 多くの団体は、定款で2年（NPO法では最長2年）と定めていますが、定款に伸長規定があるか、任期中に総会が開かれて役員変更が行われているかどうかによって、就任日が変わります。

ex) H26年4月1日～H28年3月31日が任期の場合



Q2 理事が監事に就任した場合も、役員変更届の提出は必要?

A. 「監事」としては新任となるため、変更届、誓約書、住民票を合わせて提出する必要があります。

Q3 理事長が変更され単なる理事になった場合、役員変更届は必要?

A. 提出は不要です。役員変更届は「理事」「監事」の変更を届けるものであり、「理事長」であるかどうかの記載は必要ありません。但し、代表者の変更を行った旨については、変更後の役員名簿等で所轄庁に届出してください。



※ 総会は必ず年1回開催してください!
会員が団体の運営に参加できる貴重な機会です。